

島根地方最低賃金審議会
島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会
第2回会議 議事録 公開

- 1 日 時 令和5年9月29日（金）午後0時52分～午後2時30分
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席2名 定数3名
- 4 主要議題 ○最低賃金基礎調査結果について
○設定様式について
○金額審議

【部会長】 それでは、ただいまから令和5年度島根県自動車小売業最低賃金専門部会第2回会議を開会します。部会長となりました吉田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 はい。本日、各委員の皆様にお配りしております資料につきまして、御確認をお願いいたします。

本日は、会議次第が1枚。会議資料として赤いインデックスナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしていますので御確認をお願いいたします。

資料ナンバー1が1枚もので、設定様式。資料ナンバー2が1枚もので、令和5年度特定最低賃金改定状況の新車となります。資料ナンバー3も1枚もので、島根県最低賃金及び島根県の特定最低賃金の年次別推移です。以上です。

（資料確認）

【部会長】 事務局から委員の出席状況と公開状況について報告してください。

【指導官】 報告します。本日は、使用者側井野委員が欠席、そして労働者側米原委員が遅れて出席される予定ですけれども、最低賃金審議会令の規定第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことを御報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに9月19日から9月25日まで掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので併せて御報告します。

【部会長】 ただ今の報告のとおり傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。9月21日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条第2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、議事次第に入ります。

事務局は、会議次第2の最低賃金に関する基礎調査結果について、前回の合同会議では共通部分の説明でしたので各論部分を説明して下さい。

【指導官】 私から、今年度行いました、島根県自動車新車小売業、以下、新車と言いますけれども、新車に係る基礎調査結果の主要事項についてご説明いたします。調査結果の詳細につきましては、9月21日に開催しました部会別資料をご覧ください。この中の青のインデックスナンバー2の令和5年最低賃金に関する基礎調査結果報告書によりご説明いたします。

最初に資料の3ページ第2表をご覧ください。まず、設定しております新車の適用業種につきまして、事業所数及び労働者数を見ますと、第2表

の下の参考として記載しておりますとおり204事業所で2,090人となっております。

このうち、今回調査を行った事業場数及び労働者数は、資料同じく3ページの下部分の第3表のとおり、事業所規模が29人以下のところでは215事業所に調査票を発送し、138事業所から回答がありました。このうち、労働者がいない等調査対象外を除いた124事業所において集計を行い、その調査結果を取りまとめております。

次に、賃金の分布をみていきたいと思っております。まずは資料の11ページを御覧ください。11ページを御覧にいただきますと図2として新車の賃金分布時間額換算をグラフにしたものがございます。横向きの棒グラフとなっておりますが、時間額1,000円以上の割合は、90.0%で、1,000円未満は10.0%となっております。

次に、資料の前にもどっていただいて、7ページをご覧いただきますと、横向きの棒グラフがございまして、こちらは調査対象の全産業についての所定内賃金階級別労働者数割合となっております。こちらをご覧いただきますと時間換算1,000円以上の割合は67.0%となっており、1,000円未満は33.0%となっておりますので、全産業と比べれば新車につきましては高い分布となっていることが言えると思われま

す。続きまして、13ページを御覧いただきますと、こちらでは第11表として平均賃金額及び労働時間数について、全体の調査産業計と新車の状況を表にしております。中の数字を見てみますと、月1人当たり労働時間数は、対前年比でマイナス0.6パーセントとなっており、また時間当たりの平均の賃金額の対前年比につきましては、プラス0.5パーセントと、こちらはプラスとなっております。

このような状況、傾向が資料から把握されますが、そのほか、青いインデックスナンバー3の終わり2枚に影響率とサンプル数を付けていますので参考としていただければと思っております。

現在、新車の特定最低賃金額は932円ですが、今回の調査ではその最低賃金を下回る未満者のサンプル件数は38件ありまして、最低賃金を下回る労働者の内訳は男女別では男性が15名、女性が23名と女性が多く、また

就業形態別では一般が30名。パートは8名となっております。

また、本日の会議資料として赤のインデックスナンバー2に令和4年度における全国での新車の改定状況を資料ナンバー2として、お付けしております。

そちらもご参考にされてください。以上で私からの説明を終わります。

【部会長】 それでは、前回の共通部分の説明も含めて、何か質問はありますか。
(「ないです」)

【部会長】 事務局は、会議次第3の設定様式について説明してください。

【室長】 本日机上にお配りしております赤のインデックス1番の設定様式を御覧ください。この設定様式は、最低賃金の適用範囲等を設定するものです。昨年と一緒の設定の様式をお示しいたしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

【部会長】 設定様式について御意見を願ひします。事務局から提出のあった設定様式で確認してよろしいでしょうか。
(「はい、ありません」)

【部会長】 それでは資料ナンバー1の設定様式のとおり確認いたします。

【部会長】 次に、議次第4の金額審議に入ります。申出されました労側委員から基本的な意見はいかがでしょうか。

【土岡委員】 それでは、私の方でいいですか。

【部会長】 はい、願ひします。

(疎明資料配布)

【土岡委員】 疎明資料、お手元にお配りをさせていただきましたので、これについて御提起をさせていただければと思います。

まず、修正方をよろしくお願ひしたいと思ひます。表題、令和4年となっておりますが、令和5年に訂正方お願ひします。それから、下の日付ですが、考えてみますと2023年でございますので、それも訂正方をよろしくお願ひをしたいと思います。

それじゃあ、内容について読み上げさせて、御提起をさせていただければと思ひます。

初めにとひうことで、世界情勢はロシアのウクライナ侵略、インフレの加速、中国経済の長期鈍化が大きな要因となり、回復ペースが鈍化しています。

一方、2023年7月に日本銀行が発表した日本の経済・物価情勢の展望では、海外経済の回復ペース鈍化による下押し圧力は受けるものの、行動制限化で積み上がってきた貯蓄にも支えられたpent-up需要の顕在化などに支えられて、日本の経済の先行きは緩やかな回復を続けると見られているとしております。物価の先行きを展望しますと、消費者物価の前年比は、政府の経済対策によるエネルギー価格の押し下げ効果などによって、一頃に比べプラス幅を縮小しているものの、既往の輸入価格の上昇を起点とする価格転嫁の影響から、足元は3%台前半となっております。予想物価上昇率は再び上昇の動きが見られるとされております。

そういった状況下、本年度の地方最低賃金審議に当たっては、中央審議会においてBランク40円の目安の提示がなされ、島根地方最低賃金の審議が行われました。島根では現下の状況、先行きの不透明さから審議は困難を極め、残念ながら全員の賛成が得られない中で47円引上げの結審を図りました。それは、地域間格差の縮小と、島根県における地域の中小企業の事業継承や人材確保につなげていくという一定の課題解決につながる事ができたものと考えております。しかしながら、安心・安全が担保できる水準には程遠い状況にあることも事実であります。連合島根の2023春季生活闘争では、過去最高の賃上げを実現したものの、賃上げの伸びが足元の物価上昇に追いつくことはできませんでした。経済の好循環を継続的、安定的に回して

いくためには、何といても消費マインドを継続的に引き上げることで県内の基幹産業を活性化し、県内経済を牽引していくことで島根のさらなる展望を図っていかねばならないと考えております。

労働側の代表といたしまして、自動車新車小売の最低賃金審議に臨むに当たり、改めて産業が抱える課題や将来性についても議論を深め、認識の共有化を図る絶好の機会と捉え、労働者の代表として主張を展開する中で、真摯な議論をしてみたいと考えております。公益側の先生のお導きの下、全会一致で円満に結審できますよう努力をしてみたいと存じます。

1つ、自動車新車小売業を取り巻く現状、今年、これ2023年に訂正方をお願いします。2023年8月累計の自動車販売におきまして、1月から8月累計では317万台で、昨年対比プラス17.3%増となり、12か月連続のプラスとなっております。一方で、今年7月27日に中国財務局松江財務事務所が公表した7月の島根県の経済情勢には、総論として県内経済は緩やかに持ち直しているとの総括判断を示しております。また、判断の要因として、個人消費については緩やかに持ち直しているとしており、中でも乗用車販売については納車遅れが一部緩和していることなどから、前年を上回っていると結論づけております。

また、昨年も申し上げましたが、自動車販売業界の経営安定の上で、新車販売はもちろん、車検、点検、整備、修理などのアフターサービスの収益が大きな役割を果たしているということも重要視しなければなりません。そういった状況下にあって、自動車販売業界の安定経営の上で重要な役割を果たす、人材の確保という柱の構築です。島根にあっては車検、点検、整備、修理などのアフターサービスの収益の大きな役割を果たしている整備士の県外流出に何としても歯止めをかけることが最大の課題となっております。

2つ目、具体的要求です。島根県の経済の好循環を目指す上で最低賃金の引上げは必要不可欠であります。そこに働く労働者のモチベーションが高まれば、おのずと生産性の向上につながり、引いては企業の発展に貢献することになると考えます。労働条件は本来、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものですが、日本では8割以上の労働者が自らの労働条件の決定に関与できないことから、特定産業別最低賃金は企業における賃金水

準を設定する際の労使の取組を補完、代替しなければなりません。とりわけ、人口減少が顕著に進む島根にあつては、公共交通インフラの不便性がますます増す状況下において、1人が1台所有する自動車は生活の上で必需品となっております。自動車新車販売業は、島根において県民の安定した生活を確保する上で非常に重要な産業であり、自動車産業の発展の基盤を築き上げる役割を果たす上においても、基幹産業として重要な位置を占めていることから、労使のイニシアチブにより地域の公正競争が確保できる水準に向けた議論を展開したいと考えております。

令和5年度島根県自動車新車小売業最低賃金改正申出に当たっては、令和5年最低賃金に関する基礎調査報告書11ページ、図2の所定内賃金階級別労働者数において、時間当たりの所定内賃金が1,000円以上の労働者はおよそ90%となっていることや、第9表の男女計、年齢別賃金分布表によると時間等平均賃金額は1,487円となっていること及び今後の物価上昇を考慮する必要もあります。今年度の審議において、自動車新車小売業の最低賃金について、人材の確保と生産性の向上の観点から、金額にして55円の引上げ、987円を要求をいたします。

先ほどの最低賃金に関する基礎調査報告書における時間等平均賃金額の上でも、支払い能力については十分担保されており、実態水準に近づける努力を労使で共有していくことが必要ではないかと考える次第であります。

本審議に当たり、より健全な労使関係を構築していくことに貢献する審議会となるよう努めることをお誓い申し上げ、労働側の主張といたします。どうぞよろしく願いいたします。

【部会長】 労側から、そのほかに意見はございませんか。

【福田委員】 土岡委員の主張されたとおりで、特別補足等はありません。

【部会長】 続きまして、使側委員から基本的な意見はどうでしょうか。

【若松委員】 それでは、若松でございます。本日もよろしく願いいたします。分かり

やすい資料、本当にありがとうございました。

使用者側としましても、今般のいろんな物価高とかいろんなことを考えますと、決して賃上げに対しては、最低賃金の引上げというのは決して否定するものではありませんけども、今、島根県のディーラーさんの置かれた立場というのは少し考えてみたいと思いますけども、先般、今日、井野委員がお休みということで使用者側3名でちょうど1週間前ですかね、いろんな情報交換したんですけども、今、現状どうかと。非常に新車の受注がこれちょっと前月比なんかちょっと分かりませんが、10%ぐらい今現在落ちてると。それに加えて、中古車市場が非常に暴落している。これはロシアのウクライナ侵攻によって、いわゆる西側の制裁に対しての取組で自動車の一部が軍事転用されるということで、これは輸出禁止ということでこれが止まるとということで、ちょっと中古車市場も値崩れしているというふうなこともお聞きしました。

それと加えまして、今、自動車の土岡委員が言われたように、今、増加していると。17.3%増加、昨年比ですとね、とは聞いていますけど、これはメーカーによっていろいろ濃淡があるとは思いますが。先般、約1か月前に私、広島のある大手商社さんがこちらに訪ねてこられまして、そこは広島のメーカーさんに自動車用鋼板を販売されいる窓口です。その中で、いいですね、今、自動車関連が一番安定しているんじゃないですか、造船も駄目ですし、造船も今30%ぐらい落ちてますという話の中で、いや、まあ確かに発表では広島のメーカーさんも年間100万を目指すというふうに言われてますと。100万ということになれば、月が7万台で生産しないと100万台になりませんので、100を12で割るとね。その中で、やはり一つの大きな問題があって、そんなには造れないと。それは半導体もかなり入るようになったのでそれはできんこともないけど、できない理由が輸出がままならないと。というのが、これはトヨタさんもその後で新聞に出されたので分かりましたけど、輸送船がないそうですわ。ないといいますか回らないと。というのは、自動車というのは大きな台船と違って、層があってその中に車を突っ込んで、フェリーを見られたら分かるのかな、もっとその大きなタイプになるんですけど、その特殊船が世界中でちょっと回らないと。これはいろ

んな問題があって、例えばアメリカの港湾の労働者が不足しているということ、受け取りができないということで滞留してると。一時、コンテナの問題もありました。コンテナが造っても造っても間に合わない。これはやっぱり循環が悪いからということで、要は物流の問題がもう既に始まっているということで、加えて、来年あたりは、我々も直近の問題で今どうしていいかわからないんで議論してるところですが、物流の2024年問題、もう確実に人が足りない。

ということで、そういったいろんなことを考えると、中々厳しいですね、厳しい業界だと。先般、トヨタもシステムエラーで相当ダメージを受けまして、それと物流の問題というのもこれから非常に大きな問題になってくるんじゃないかというふうに危惧しております。

ということで、必ずしも。確かに半導体は入荷状況が良くなりました。松江にも私の知り合いの自動車関連の部品を造っておられるメーカーさんですけど、この春は非常に忙しいと。半導体が入ってくるようになった。忙しいのは去年の受注をこなすためだと。新規の受注はどうですかというのは、月1回ぐらい定期的に情報交換しているんですが、先月は、いや、落ち着いてきました。ちょっともう、入るのは入るんですけど、やっぱり発注がちょっと少ないと。だから、受注が少ないということで、ちょっと落ち着きつつあるというのが現状ですねと。これは生の声でしたね。それぞれ、いろんなことがあって全国的にはいいかもしれませんが、足元、この県下はちょっと悪いなというふうな印象を受けました。

それで、最後に金額につきましては、先ほど冒頭に言いましたけど、上げないというわけではございませんが、ちょっとこの後の公使の協議の中で、ちょっと言わせていただきたいと存じます。この場ではちょっと控えさせていただきます、すみません、長々と。

【狩野委員】 先日、3名で話ししたことを代表しておっしゃっていただいたので、特に補足はないんですけれども、やっぱりちょっと肌感覚として、何か受注弱含みだなというような気持ちがして、統計で出てくるのは登録の数字が統計で出てくるので、これは今後しばらくはいいと思うんですよ。という

のが、受注残がどんどん前倒しで入ってきている上に、分母となる前年がちょっと弱かったというので、見た目の前年比はいい数字が並ぶと思うんですけども、ちょっとそれは実態を反映してないかもしれないことに留意しつつ、慎重な審議をしていきたいなというふうに思います。

【部会長】 ありがとうございます。労使、それぞれから基本的な意見をいただきました。労側の意見を聞かれて使側から、また使側の意見を聞かれて労側からお話しすることがございますか。大丈夫ですか。

【土岡委員】 いや、大丈夫です。

【部会長】 それでは、金額提示は後ほどの会でということなので、そのようにさせていただきます。

それでは、この後、労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただきます。

これからは具体的な金額審議に入ることとなります。公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれや、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に基づき、これからは非公開といたします。また、第6条第2項により議事録も非公開とし、同条第3項により議事要旨を公開します。

一旦、休憩、休会とします。

(公労・公使会議へ移行)

(これより金額審議により非公開)

(以下、議事要旨のみ公開)

(米原委員出席)